

令和2年度 空気調和用吸収式冷温水機保守点検業務委託

入 札 説 明 書

目 次

1	入 札 説 明 書	P 1～P 5
2	入 札 様 式	P 6～P 7
3	記 入 例	P 8～P 10
4	入 札 辞 退 届	P 11
5	入札参加申込様式	P 12
6	契 約 書 (案)	P 13～P 16

橿原市四条町840番地
公立大学法人奈良県立医科大学
法人企画部施設管理室

この書類の返却は、不要です。

入 札 説 明 書

公立大学法人奈良県立医科大学が委託する空気調和用吸収式冷温水機保守点検業務委託に係る入札公告に基づく一般競争入札については、本法人の会計規程及び契約規程、その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 当委託業務に関する事項

- (1) 委託業務の名称
令和2年度 空気調和用吸収式冷温水機保守点検業務委託
- (2) 委託期間
契約日から令和3年3月31日まで
- (3) 履行場所
奈良県橿原市四条町840番地
奈良県立医科大学(大学附属施設を含む。)構内
- (4) 委託業務の仕様
入札希望者に別途配布します。

2 当委託業務の入札契約事務に関する事項

- (1) 入札事務の日程
 - i) 公告及び入札説明書配付開始 令和2年2月27日(木)
 - ii) 入札参加申込兼参加資格確認申請 同 3月9日(月)～3月10日(火)
 - iii) 入札参加資格者確認通知書の発送 同 3月13日(金)までに
 - iv) 入開札 同 3月26日(木) 午前10時
- (2) 入札事務を担当する部局、契約条項を示す場所と日時
〒634-8521 橿原市四条町840番地
公立大学法人 奈良県立医科大学
法人企画部 施設管理室 管理係 (エネルギーセンター2階)
電話番号 0744-22-3051 内線2285
FAX番号 0744-29-8802
令和2年2月27日から同年3月26日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
毎日午前9時から午後5時まで(ただし正午～午後1時の間を除く)

3 入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たし、入札参加資格の確認を受けた者でなければなりません。

- (1) 公立大学法人奈良県立医科大学物品購入等の契約に係る取引停止措置要領に基づく取引停止の措置(奈良県の入札参加資格停止の措置を含む。)期間中でないこと。
- (2) 入札参加申込兼参加資格確認申請書の提出期限及び当該調達の入札の日に、奈良県の指名停止又は指名保留を受けていない者であること。
- (3) 奈良県の「物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程」(平成7年12月27日奈良県告示第425号)に基づく競争入札参加資格者名簿に、営業種目がQ1の「建物管理」で登録されており、「⑥電気・空調給排水等設備保守」を業務内容として届け出ていること。
- (4) 過去5年間に、三洋電機株式会社製又はパナソニック産機システムズ株式会社製の吸収式冷温水機の保守点検業務を、連続して1年間程度履行した実績を有すること。
- (5) 緊急対応が可能な本店、支店、営業所又は事業所が、奈良県内又は近隣府県にあり、本学へおむね1時間で到達できる地域にあること。
- (6) 4(3)に示した書類を不足なく提出期間内に提出できる者であること。

4 入札参加申込兼参加資格確認申請

- (1) 申込（申請）受付場所 2 (2) に示す場所
- (2) 提出期間 令和2年3月9日（月）から3月10日（火）まで
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時の間を除く。）
- (3) 提出書類 入札参加資格の確認及び適正な業務を実施できることを証明する次に掲げる書類を(1)の場所に(2)の提出期間内に1部持参し提出してください。
 - ア. 入札参加申込兼参加資格確認申請書 (別紙様式4)
 - イ. 3の(4)について、アでの所在地と異なる場合、そのことがわかるもの（様式不問）
 - ウ. 返信用封筒（5(2)を参照のこと）

5 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加資格の確認日は、4(2)の最終日とします。
- (2) 入札参加資格の有無については、提出のあった入札参加申込兼参加資格確認申請書及び関係書類等に基づいて確認し、その結果を令和2年3月13日（金）までに入札参加申込者にメールにより通知するとともに、文書（入札参加資格者確認通知書）を発送します。
については、返信用封筒（定形長3型）を入札参加申込み時に併せて提出してください。同封筒には、404円分（簡易書留）の切手を貼付し、返信先の住所及び郵便番号を記載しておいてください。

6 質疑

- 質疑応答をもって、入札説明会に代えます。
仕様書等業務内容に関して質疑がある場合は、メールにて受け付けします。メールを送信した際は、確認の電話連絡をしてください。
回答は入札参加申請各社にメールで、回答、連絡をします。
- 受付日時 令和2年3月16日（月）午前10時～午前11時
メールアドレス shisetsukanri@naramed-u.ac.jp
電話番号 0744-22-3051（内線2285）
担当 管理係 水島、空調係 奥田

ほか、入札事務に関して疑問がある場合は、2(2)まで電話またはメールにて連絡してください。メール送信された場合は、必ず電話にてその旨連絡して下さい。こちらは随時受け付けます。

7 入札及び開札に関する事項

- (1) 当該入札に関する事務を担当する部局の名称 2(2)と同じ
- (2) 入札、開札の日時及び場所 令和2年3月26日（木）午前10時
奈良県立医科大学 大学本部棟 3階小会議室
- (3) 入札参加資格者確認通知書の写しを、当日持参してください。
- (4) 入札書は、下記のとおり作成、提出してください。
- (5) 郵便による入札は行いません。
- (6) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。
- (7) 入札参加者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期、又はこれを廃止する場合があります。
- (8) 入札執行回数は、2回を限度とします。

8 入札に関する事項

- (1) 入札参加者は、入札開始時刻までに会場に到着するようにしてください。

- (2) 入札参加者は、原則として1者1名とします。
- (3) 代理人が出席して入札する場合は、委任状を提出してください。
- (4) 進行に従って、入札書（を密封した封筒）を入札箱に投函してください。
- (5) 開札の結果により、再度入札となることがあります。

9 入札書の作成方法

- (1) 入札書は本法人所定の別紙様式1によることとします。
- (2) 入札書の記載にあたっては、下記の点に注意してください。
 - ア. 業務委託名は、1(1)に示した名称とします。
 - イ. 年月日は入札書の提出日とします。
 - ウ. 宛名は公立大学法人奈良県立医科大学理事とします。
 - エ. 入札者氏名及び押印は、法人にあつては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とし、また印章にあつては奈良県（会計局総務課調達契約係）に届出済みのものとします。
 - オ. 代理人が入札する場合は、エ.の入札者の氏名（押印不要）及び当該代理人の氏名を記載して押印（委任状に押印した受任者使用印）してください。
 - カ. 入札書に記載する金額は、本業務委託に要する一切の諸経費を含めた額の総額（消費税及び地方消費税を除く）を記入してください。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格としますので、競争入札に参加しようとする者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、記載した金額を提出前に変更するときは、新しい入札書を使用してください。
- (4) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正した場合は、当該訂正部分について入札書に押印したものと同一印を押印しておかなければなりません。但し、入札書記載の価格を加除訂正することはできません。
- (5) 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封書の表面に、封書が入札書である旨、入札する業務名、入札日、本法人理事長宛である旨及び入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記入してください。（別添記入例を参照）

10 委任状の作成方法

- (1) 委任状は、本法人所定の別紙様式2によることとします。
- (2) 委任状の記載にあたっては、下記の点に注意してください。
 - ア. 委任状には、入札に参加する代理人の氏名を記載し、その者の受任者使用印を押印してください。
 - イ. 委任状に記載する入札者氏名及び押印は、9(2)エ.と同じものとします。
 - ウ. 年月日は入札書の提出日と同じとします。
 - エ. 宛名は公立大学法人奈良県立医科大学理事とします。

11 開 札

開札は、入札執行後直ちに入札に参加する者又はその代理人が出席（1者1名）して行うものとします。この場合において、入札に参加する者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせてこれを行うこととします。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。
なお、無効の入札をした者については、再度の入札に加わることはできません。

- (1) 理事長の定める入札条件に違反した入札
- (2) 入札書に記名押印を欠く入札
- (3) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札

- (4) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (5) 同一入札者がなした2以上の入札
- (6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (8) 係員の指示に従わない等入札の秩序を乱した者の入札
- (9) 虚偽の申請を行った者の入札

13 落札者及び落札価格の決定方法

- (1) 当該入札にあっては最低制限価格を設けないので、有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。
- (3) 落札者となるべき者が、予定価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、当該入札者が参加の条件を満たし、かつ契約の条件を確実に履行できるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合があります。
- (4) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を締結しない場合は、随意契約に移行する場合があります。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とします。

14 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災等やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止します。
また、入札者の連合の疑い、不正不穏行動等をなすことにより入札を公正に執行できないと認められるときは、入札を取り消すことがあります。これらの場合における損害は入札者の負担とします。

15 調達手続の停止等

この調達に関する苦情申立に係る処理手続きにおいて、契約を停止し又は解除する場合があります。

16 契約書の作成

- (1) 契約書を2通作成し、双方各1通保有することとします。
- (2) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とします。
ただし、契約書用紙は交付します。

17 保証金

- (1) 入札保証金
免除します。
ただし、落札者が落札後契約を締結しない場合は、公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第17条第2項の規定に基づき、損害賠償を請求する場合があります。
- (2) 契約保証金
契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。
ただし、保険会社との間に奈良県立医科大学を被保険者とする契約金額の100分の10以上の額とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約締結日までに2(2)に示す場所に提出する場合、または、過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であることを業務履行実績（別紙様式5）で確認できる場合等、公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第26条第1項ただし書の規定に該当する場合は、免除します。

18 その他の事項

- (1) 落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格を失ったり又は指名停止を受けた場合は契約を締結しません。
- (2) 入札参加申込後に入札を辞退する場合は、入札辞退届（別紙様式3）を提出してください。入札の際に辞退する場合は、入札箱に投函せず係員に提出してください。
- (3) 入札に参加しようとする者は、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り県民の信頼を失うことのないよう注意してください。

19 交付書類

下記の書類を交付します。(2)～(6)については、必要に応じて複写して使用してください。

- (1) 入札説明書
- (2) 入札書（記入例及び封筒作成例含む） 別紙様式1
- (3) 委任状（記入例含む） 別紙様式2
- (4) 入札辞退届 別紙様式3
- (5) 入札参加申込兼参加資格確認申請書 別紙様式4
- (6) 契約書(案)
- (7) 仕様書（資料含む） ※2(2)の場所で貸与（返却が必要です。）

入 札 書

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

 円

ただし

件 名 令和2年度 空気調和用吸収式冷温水機保守点検業務委託
委託場所 橿原市四条町840番地 地内

入札保証金 免 除

入札通知書、入札者心得及び仕様書等を承諾のうえ、上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

公立大学法人奈良県立医科大学理事 殿

入札者 住 所

氏 名

印

委 任 状

私は _____ を代理人と定め

下記委託の入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

委託名 _____ 令和2年度 空気調和用吸収式冷温水機保守点検業務委託

委託場所 _____ 橿原市四条町840番地 地内

受任者 使用印	
------------	--

令和 年 月 日

公立大学法人奈良県立医科大学理事 殿

(委任者)
住 所

氏 名

印

(記入例) 入 札 書

	¥	○	○	○	○	○	○	○	円
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

ただし

件 名 令和2年度 空気調和用吸収式冷温水機保守点検業務委託
委託場所 橿原市四条町840番地 地内

入札保証金 免除

入札通知書、入札者心得及び仕様書等を承諾のうえ、上記のとおり入札します。

令和〇〇年〇月〇〇日

公立大学法人奈良県立医科大学理事 殿

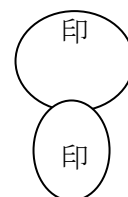
代表者が出席される場合は、会社等の
代表者印を押印して下さい。

入札者 住 所 〇〇市△△町1丁目10番10号

代理人が入札する場合は
会社名・代表者名の下に
代理人氏名を記入のうえ、
受任者使用印を押印して
ください。(代表者印の押
印は不要です。)

代表取締役 奈良 太郎

代理人 鈴木 一郎



(記入例)

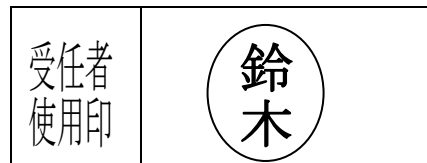
委任状

私は 鈴木 一郎 を代理人と定め

下記委託の入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

委託名 令和2年度 空気調和用吸収式冷温水機保守点検業務委託

委託場所 橿原市四条町840番地 地内



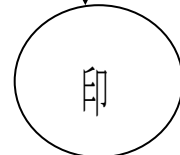
令和00年0月00日

↑
入札に参加される方(代理人)の
印鑑(入札当日持参のこと)を押印してください。

公立大学法人奈良県立医科大学理事 殿

↓
会社等の代表者印を
押印してください。

(委任者)
住所 〇〇市△△町1丁目10番10号
〇〇〇〇株式会社
氏名 代表取締役 奈良 太郎

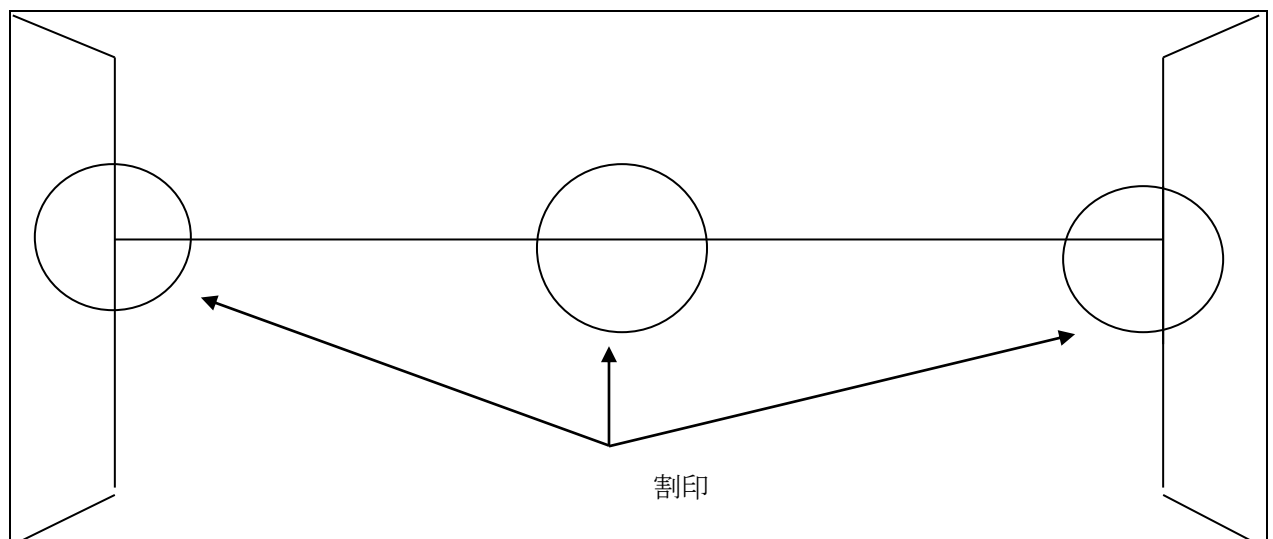


入札書封筒の作成例

封筒表面

委託名	令和2年度 空気調和用吸収式冷温水機保守点検業務委託
委託場所	橿原市四条町840番地 地内
入札書在中	
令和〇〇年〇月〇〇日	
公立大学法人奈良県立医科大学理事 殿	
入札者	〇〇市△△町1丁目10番10号 ◎◎◎◎株式会社 代表取締役 奈良 太郎

封筒裏面



※封緘後、封筒の貼り合せ部分3箇所代表者印又は受任者使用印で割印してください。

入札辞退届

入札年月日 令和 年 月 日

委 託 名 令和2年度 空気調和用吸収式冷温水機保守点検業務委託

下記の理由により入札を辞退します。

記

入札辞退理由

令和 年 月 日

公立大学法人奈良県立医科大学理事 殿

入札者

住 所

氏 名

印

空気調和用吸収式冷温水機保守点検業務委託

入札参加申込兼参加資格確認申請書

令和 年 月 日

公立大学法人奈良県立医科大学理事 殿

住 所	〒

名称(商号)	_____

代表者名	印

電話番号	_____
ファックス番号	_____

奈良県登録番号	<input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>

令和2年度空気調和用吸収式冷温水機保守点検業務委託にかかる一般競争入札に参加したいので、別紙のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、公立大学法人奈良県立医科大学物品購入等の契約に係る取引停止等措置要領に基づく取引停止の措置（奈良県の入札参加資格停止の措置を含む。）期間中でないこと及びこの申請書のすべての記載事項及び添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

連 絡 先	
住 所	_____
名称・部・課等	_____
担当者氏名	_____
電話番号	_____
ファックス番号	_____
Emailアドレス	_____

(案)

令和2年度 空気調和用吸収式冷温水機保守点検業務委託契約書

公立大学法人奈良県立医科大学を委託者とし、を受託者として、委
託者受託者は、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 受託者は、委託者の所有に係る熱源機器が常に正常な状態で作動し、安全に使用できるように保守点検を行う。

(保守点検機器及び設置場所)

第2条 保守点検物件及び設置場所は、別紙仕様書に記載のとおりとする。

(保守点検期間)

第3条 保守点検期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

(委託料及び支払方法)

第4条 この契約における保守点検委託料は、年額 円(税抜き)とし、支払方法は前期、後期の2回払いとする。

2. 前項の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、当該改正税法施行日以降における上記消費税等相当額は変動後の税率により計算した額とする。
3. 委託者は、第7条に規定する報告書及び適正な請求書を受領したのち、翌月末までに支払うものとする。

(保守点検)

- 第5条 受託者は、熱源機器が常に完全なる状態で使用できるようにするため、別紙仕様書に基づき保守点検する。
2. 受託者は、前項のほか故障等により委託者が臨時に点検を要請したときは、速やかに応じるものとする。
 3. 受託者は、前項において故障の内容から即時に復旧し難い場合は、その事由を速やかに委託者に報告し、委託者と受託者で協議するものとする。

(修理部品等の負担)

第6条 受託者は、保守点検に必要な労力を提供するものとし、修理部品等については委託者が負担するものとする。

(報告書の提出)

第7条 受託者は、保守点検を完了したときは、別に定める保守点検報告書に所要事項を記載し、委託者の検査を受けた後、遅滞なく提出しなければならない。

(機密の保持)

第8条 受託者は、業務の履行にあたり、知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第9条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(損害賠償)

第10条 受託者の作業員が、委託者の施設内においてなす業務上の行為はすべて受託者の責任とし、業務上の負傷等についてもすべて受託者の責任とする。

2. 受託者が故意または重大な過失により、建物及び物品等を破損または汚損した場合は、受託者はその損害の賠償責任を負うものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第11条 作業実施にあたり、第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。

ただし、その損害のうち委託者の責に帰すべき理由により生じたものについては、委託者がこれを負担する。

(契約保証金)

第12条 契約保証金 金 円

(権利義務の譲渡の禁止)

第13条 受託者は、この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡してはならない。

(遅延利息等)

第14条 遅延利息、契約の解除等については、公立大学法人奈良県立医科大学契約規程によるものとする。

(契約の解除)

第15条 委託者は、受託者に次に掲げる行為があったときは、契約を解除することができるものとする。

- 1 正当な理由がなく、業務を履行しない場合
- 2 この契約により生じた権利及び義務を第三者に譲渡した場合
- 3 契約に関連して知り得た秘密、知識または情報その他の権利（法的権利を含む）を第三者に漏洩し、または譲渡し、若しくは使用させた場合
- 4 業務の履行にあたり、業務従事者に著しく不品行があった場合
- 5 監督官庁からの営業の取消、停止等の処分を受けたとき
- 6 その他契約の履行にあたり、約定条件に違反した場合
- 7 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- 8 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- 9 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- 10 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- 11 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 12 この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が第7号から第11号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 13 この契約に係る下請契約等に当たって、第7号から第11号のいずれかに該当する者その相手方としていた場合（第12号に該当する場合を除く。）において、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 14 この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

- 2 委託者の義務違反により受託者が契約を解除した場合、受託者は委託者に対し、委託者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受託者のもとにある未処理の廃棄物を、委託者の費用をもって当該廃棄物を引き取ることを要求し、若しくは、受託者自ら委託者方に運搬した上、委託者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第16条 受託者は、委託者に次に掲げる行為があったときは、契約を解除することができるものとする。

- 1 正当な理由がなく、代金を支払わない場合
- 2 正当な理由がなく、受託者の履行を拒んだ場合
- 3 その他契約の履行にあたり、約定条件に違反した場合

(その他)

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、委託者受託者両者が協議して定めるものとする。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 奈良県橿原市四条町840番地
公立大学法人奈良県立医科大学
理事 西 浦 嘉 彦

受託者

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(特定個人情報等の持ち出しの禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た特定個人情報を事業所内から持ち出してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第6 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督及び教育)

第7 受注者は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。

2 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第9 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第10 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化)

第11 受注者は、その従業者に特定個人情報を取り扱わせるに当たっては、必要最低限の従事者に限るとともに、特定個人情報を取り扱う従業者及びその取り扱う特定個人情報の範囲を明確にするものとする。

(取扱状況についての指示等)

第12 発注者は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、受注者に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、受注者は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第13 受注者は、個人情報の漏えい等その他この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第14 受注者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。